

南阿蘇村商工会

■約10カ月ぶりとなる
青年部の会議を開催
しました！

新型コロナウイルス感染症の影響により、村商工会青年部の全体会議も開催できない状態が続いていましたが、去る9月14日に今年度に入って初めての全体会議を開催しました。前回の会議はオンライン上での会議だったので、集まって会議するのも約10カ月ぶりとなりました。これまでは通常総会や県大会、夏祭りなど、様々なイベントがあったため顔を合わせる機会も多かったため、青年部一同、今回の会議をとて楽しみにしていました。

今回の議題は「阿蘇大橋の開通に伴うイベント実施について」がメインでした。

来年3月に開通する予定となっている新阿蘇大橋。記念すべき開通を控え、地元の商工会青年部として何かできることはないかと部員同士でアイデアを出し合いながら検討をおこなってきました。

前回の会議では、橋の上で綱引き・福男決定戦・橋コン・温泉ぶっかけ祭りなど、ユニーク

なアイデアがたくさん出ました。

しかし、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、3密を避けたイベントを企画する必要があったため、今回の会議ではアイデアの出し直しを行いました。

感染防止対策を踏まえてのイベント企画となると、アイデア出しが難しいかと思われましたが、次々と新しいアイデアが出されました。

お隣の阿蘇市では、二重峠トンネルの開通イベントが阿蘇市民限定で既に企画されています(9月27日)。

阿蘇大橋の開通イベントについては、これから様々な点について検討が必要になりますが、村商工会青年部の力を合わせてイベント実施まで準備していきたいと思えます。



インターネット通販は、よくよく、慎重に！

最近、村内の相談内容にインターネット通販に関するトラブルが、とても増えています。

テレビショッピングや、ラジオショッピング、インターネットショッピングなどは、全部、通信販売と呼ばれるものになります。実は、これって、フリーリングオフと呼ばれる一定期間、無条件で契約を解除できる制度は適用されません。だから、事業者が独自に作った利用規約に、基本的には消費者が合わせないといけないんです。だから、まあ、結構、強気、厳しめの条件を書いている事業者も多いですよ。ホントに注意してください。

先日は、お試し980円と思って歯磨き粉を注文したら、実は定期購入コースになっていて、5回は買わないと解約出来ないという規約に明記されていた相談がありました。定価7,980円の物ですから、確かにお得感がありますが、安い値段で引き付けるのが、やり口です。だから、通信販売の申し込みは慎重に必要があります。



【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室
Tel (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
南阿蘇村役場総務課
高森町消費者相談室
Tel 0967 (62) 1111
相談日 月曜・水曜・金曜日
午前9時～午後4時

注意するポイントは、特に
・1回限りの購入？ 継続的な購入に
なっていない？
・継続的な購入なら、回数？ 解約
しない？と続くの？
・解約方法は？ 条件や返品方法は？
などです。
考えてもみてください。健康食品や化粧品など、使ってみて合わないこともあるのに、定期購入をやめられないと書いてある時点で、ちょっとおかしいなと感じてください、そして購入をやめる決断をしましょう。それには、少し小さい文字で書いてあっても必ず、利用規約を読むことからはじめることです。